新たな教育のかたちを目指して

町では、子どもたちの未来とよりよい教育環境の提供を第一に考え、町立4小学校と町立醸芳中学校を一つに統合し、新たに「義務教育学校」を設置する方針を決定しました。

少子化が進む中でも、子どもたちが多様な考えに触れ、互いに高め合える環境を確保することは、社会性を育む上で不可欠です。義務教育学校では、従来の「6・3制」の枠に捉われず、子どもたちの発達段階に応じて柔軟に学年を区切ることにより、中1ギャップの解消や異学年交流を通じた豊かな人間性の育成が期待されるほか、前期課程において教科担任制を導入し、さらに質の高い教育の提供を目指します。

今後の桑折町の未来を担う子どもたちにとって大切な学校であることから、学校関係者などで構成する「（仮称）基本構想等検討委員会」を立ち上げ、よりよい学校設置について熟議するとともに、急速に進展する少子化に対応するため、迅速な学校設置に取り組んでいきます。

桑折町の15歳のめざす姿に向かって
義務教育学校を設置します

検討経過

平成22年 3月
教育委員会にて学校統合についての方針を決定
4小学校の中で複式学級編制が生じるなど、適正規模が維持できないような場合には、統廃合について多角的かつ総合的な検討を進めることとする。

令和3年 8月
教育委員会にて「桑折町教育振興基本計画」を策定
小学校統合や小中一貫教育の検討について記載

9月
町総合計画「献上桃の郷こおり 未来躍動プラン」および町教育大綱を策定
小中学校のあり方検討について記載

令和5年 4月
睦合小学校で複式学級編制

5月
町小・中学校のあり方調査・研究委員会（計7回開催）
教育長や小中学校長などで構成し、今後のあり方について調査・研究

令和6年 5月
町小・中学校のあり方検討委員会（計8回開催）
有識者や学校関係者、保護者、地域住民代表で構成し、今後の小中学校のよりよいあり方について検討

令和6年11～12月
町民・保護者アンケート
町民がよりよい教育環境についてどのようなイメージを持っているのか調査

令和7年 10月
町教育委員会へ提言（8日）
あり方検討委員会における検討結果を提言

10月
町教育委員会の方針を決定（27日）
小中学校を統合し、義務教育学校を設置する基本方針を決定

11月
総合教育会議を開催（7日）
町と町教育委員会が、教育委員会の基本方針を基に意見交換

11月
町の方針を決定（12日・14日）
総合教育会議の内容を踏まえ、町長をはじめとする庁内の政策決定会議において小中学校を統合し、義務教育学校を設置する方針を決定

義務教育学校と小中一貫校の違い

	義務教育学校	小中一貫校
法的位置づけ	学校教育法に規定された **正式な学校種**	法律上は、小学校と中学校は**別組織** ※法律用語ではなく教育行政上の施策名称
組織	**1つの学校**として運営 ※（通常）校長1人、副校長1人 教頭2人、主幹教諭1人	**2つの学校を連携**して運営 ※（通常）各校に校長1人、教頭1人
学年の区切り	**1～9年生** （前期課程6年＋後期課程3年） ※区切りは、4-3-2や5-4などの工夫が可能	**小1～6年／中1～3年** ※連携の度合いに応じて カリキュラムや行事を接続
カリキュラム	小中の学習指導要領を踏まえつつ **9年間継続**した 教育課程や学校目標を設定	**小中で連携**したカリキュラムを設定 ※別組織のため密な調整が必要
児童生徒の流れ	入学式は1年生のみで **後期課程**へは**進学**ではなく**進級** ※指導要録は校内で縦断共有	**通常の小中学校と同様の取り扱い** ※進学時に指導要録の引継ぎが必要
教員の相互乗り入れ	1つの学校なので **自由に担当可能**	別の学校同士のため、教育委員会から 兼務辞令などの**手続きが必要** ※多くは、特別活動、総合学習、研究授業の形で行われる
部活動顧問への教員対応	1つの学校なので **自由に担当可能**	他校の顧問は、教育委員会からの兼務辞令などがあれば**例外として担当可能** ※実際は、補助顧問、支援員として関わることが多い
教職員の業務負担	職員会議や校務分掌が **1本化**される	**小中で会議が二重**となり、さらに**小中の連携会議が必要。**また、同じ校務分掌でも学校が別のため、**各学校で担当が必要。**

今後の流れ

義務教育学校の建設候補地は、現醸芳中学校の敷地内を前提として、設置に向けた調査を速やかに実施します。また、今後は（仮称）義務教育学校開校準備委員会で、校名や制服、通学手段、新たな教育課程などの具体的な検討を行い、進捗状況は随時お知らせします。

令和12年4月の開校を目標とし、地域が誇れる魅力ある学校設置に向けて、着実に準備を進めていきます。